

京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

本紙は、共同募金の
配分金によってつくられています。



2012

11

No.525



主な記事

- 1面…もえくさ
- 2～3面…障害者差別禁止条例の制定に向けて
- 4面…京都府社会福祉大会を開催
- 5面…「暮らしのサポートコーディネーター事業」への取り組み
- 6面…京都府視覚障害者協会の取り組み
- 7面…夢中!・熱中! ふくしびと
- 8面…京都府社会福祉協議会からのご案内

訪問入浴活動中の矢野さん

もえくさ

近江商人の経営理念「三方よし」は、売り手にも買い手にも、世間にとっても益になる商売のあり方を示す言葉だ。他にも「陰徳善事」——人が気づかないところで人のためになることをするという理念もある。こうした理念の意味するところを考えれば、地域福祉が商店等の人たちによって支えられてきた面があることに納得がいく。

▼木津川市で新聞販売店を営む今西信義さんは、一昨年から「安心生活見守り隊」に取り組んでいる。利用を希望するお客さんはあらかじめ販売店に緊急時の連絡先を

伝えておく。新聞が2日間溜まれば、販売店から連絡先に知らせるといった仕組みだ。年齢を問わず、お客さんなら誰でも利用できる。

今西さんが高齢のお客さんに登録を勧めても「もうちょっと歳をとったら頼むわ」といった返事が返ってくることもあるのだが、そんな会話もつながりだ▼以前、配達先で新聞が2日間溜まっていたことがあった。気にはなったが、特に声をかけたりはしなかった。

後に、家の中で亡くなっておられるのがわかった。あどき、様子を見に行っていたら—そんな今西さんの思いがこの取り組みにつながっている▼京都生協では、以前より、組合員や配達員が安否確認や認知症の方への対応をしている状況があった。生協の配達だけでは週1回の見守りにしかならないことから、自治体や戸配業者等が参加する見守りネットワークづくりを提言している。すでに中丹広域振興局管内では「中丹ふるさとを守る活動に関する協定」として高齢者に限らない見守り活動がスタートしている▼衣食住など暮らしに関係する商店や事業所等が見守り活動を行うことの意味は大きい。年齢や障害の有無などに関わらず、多くの人たちと、日々の暮らしの中でごく自然でゆるやかなつながりをもてるからだ▼厚生労働省は生活支援戦略の検討において、生活困窮者等の早期把握や地域力を生かした基盤づくり等を進める方針を示している。本会も第3次中期計画アクションプランにおいて「絆ネット」の構築を掲げ、地域住民や商工業者による重層的な見守りネットワークづくりを推進している。その際、私たちは、もっと地域の商売の方々への営みを丁寧に見つめる必要があるのではないか。地域の福祉力を高める多くの知恵と工夫がある。お客さんや地域のことを気にかけている商売人の力を、あらためて地域福祉に結びなおしていくときだ。

京都府では障害者への差別を禁止することを旨とした条例（「障害のある人もない人も共に安心して生き生きと暮らせる京都づくり条例（仮称）」）づくりを始めています。全国的には2006年11月に千葉県で初めて制定（2007年7月施行）されたほか、岩手県、熊本県などでも制定されています。京都府の条例検討会議委員でもあり、障害者権利条約の批准と完全実施を旨とす京都府実行委員会事務局長の矢吹文敏さんにお話を伺いました。

障害者差別禁止条例の制定に向けて

障害のある人もない人も共に安心して暮らせる京都づくり

■ 条例づくりの背景・差別の実態

「私たち抜きに私たちのことを決めないで」というスローガンを掲げた国際人権法に基づく人権条約である「障害者権利条約」の批准に向けて国内法の整備等の議論が進められています。障害者基本法の改正（平成23年7月）、障害者総合支援法の成立（平成24年6月）、そして障害者差別禁止法の制定に向けて、9月14日に政府は内閣府障害者政策委員会・差別禁止部会の意見を公表し、来年の通常国会で法案審議が行われる予定です。

また、障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）など障害者をめぐる制度改革が進む中、依然として障害者に対する差別・不利益な取扱いが解消されていません。（別掲の内閣府調査参照 ※1）

この差別や不利益な取扱いとは、意図的・意識的な差別だけを指しているのではなく、私たちが無意識の内に持っている障害に対する偏見、思い込みな

ども含まれています。今回の条例づくりにあたっては、『差別』という言葉を使わないで、直接的には使用していませんが、差別を禁止するという理念に沿った内容に作り上げていくことが大切だと矢吹さんは話されます。

※京都府での条例づくりは別記のスケジュールです（表①）

■ 条例をどんな中身にするのが必要なのか

条例づくりに先立ち、京都府では『障害を理由とした不利益取扱いと思われる事例』を募集しました。「実際にどんなことで困っていますか」「どんな嫌な思いをしたことがありますか」「明らかに差別された経験はありますか」「などを問いかけ、直接的なもの、間接的なもの479件の事例（表②）があがってきましたが、ある人は「30年も40年も差別されてきたことを1行や2行で書け」ということ自体が無理だ」と述べたそうです。

条例では事例をもとに何が差別にあるのかということをはっきりやすく示したり、障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすいまちづくりに向けた理念、推進方策などを盛り込むことが検討されていますが、「他県ではあまり触れ

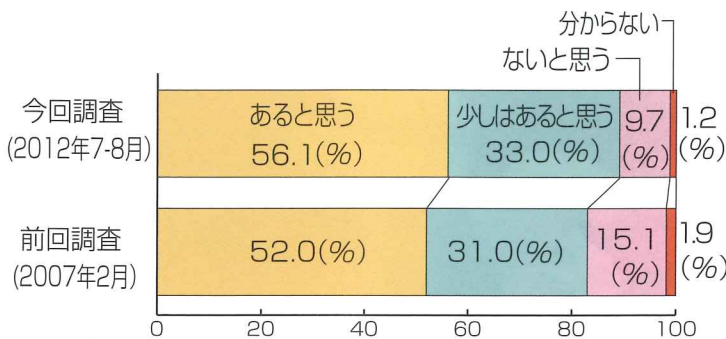
られていない障害女性問題や、虐待問題、社会から隔絶している人の問題なども提起したい。何よりも府民のみなさんに『自分たちの生活に身近な条例づくりが進められている』ということを知ってほしい」と矢吹さんは言います。

この条例づくりでは検討会議の委員に、障害を持つ当事者が参画しており、「行政だけで作るのではなく、様々な福祉関係者が集まってその中の意見から作



矢吹 文敏さん

（※1）障害者差別、9割が「ある」-内閣府調査-
障害者に関する世論調査
【設問】障害を理由とする差別や偏見があると思うか？



表① 条例制定までのスケジュール

「障害のある人もない人も共に安心して生き生きと暮らせる京都づくり条例（仮称）検討会議」において当事者を含む様々な関係者による専門的な検討を行い構成・内容を作成（検討会議）委員33人

- ・第1回検討会議平成24年3月28日開催
- ・第2回検討会議平成24年8月29日開催
- ・第3回検討会議平成24年9月12日開催
- ・第4回検討会議平成24年11月5日開催（予定）
- ・第5回検討会議平成24年11月20日開催（予定）

以後、毎月1回程度開催予定（※傍聴できます。手続き等は府HPを参照）
さらに、10月5日からは、この条例に関心のある府民が参加できる『条例検討部会（障害者権利条約の批准と完全実施を旨とする京都実行委員会主催。京都府協力）』が始まっています。

- ・平成25年2月を目途に「中間まとめ」作成
- ・平成25年6月を目途に「最終まとめ」作成（タウンミーティング）※広く府民の意見を聴く場

平成24年11月に府内3会場と平成25年春を目途に開催（パブリックコメント）※条例骨子案について意見公募

- ・平成25年夏を目途に実施（京都府議会）

平成25年6月府議会に条例骨子案の報告、9月府議会に条例案の提案、平成26年4月に条例施行

り上げていくものになっている。だからみなさんからもいろんな情報提供などをしてほしい」と期待を膨らませています。

■知らず知らずのうちの差別
～障害者の社会参加が見える形に～

また、露骨な差別よりもごく一般的にみんなが陥りやすい差別、日常的にある差別にどうやって気付いてもらうのが難しいとのこと。例えば盲

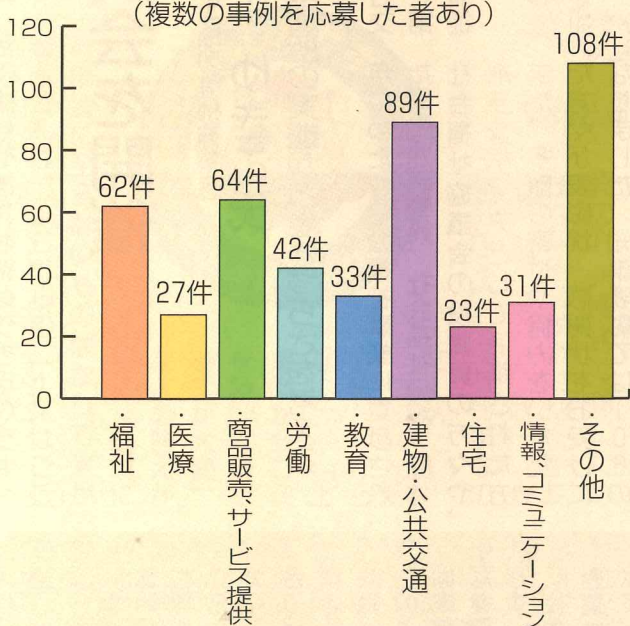
導犬なども飲食店経営者に聞くと他のお客さんが来なくなるので困る、衛生的に問題があるのではないかとの声が出るそうです。

ごく日常的に差別が存在する理由として、障害者がどのような形で社会参加しているのかが見えないところに問題があるのかもしれないと矢吹さんは指摘します。悪意ではなく善意の気持ちとして障害者に町内会の役員をしてもらうのは負担だろうから声をかけない、会議への参加も呼び掛けないなど、配慮として扱

われていることが、実は障害者自身の決

表② 事例の募集結果（概要）

事例件数479件の分野別内訳 （複数の事例を応募した者あり）



具体的事例

- 【福祉】学童保育に受け入れてもらえないか頼みに行くと、所長から「そういう子（自閉症）だからこそ、母親がみなきゃいけないんじゃないの」と厳しい口調で言われた。
- 【医療】大きな声を出す知的障害者が町の医療にかかったときに、「他の人に迷惑なので出て行って」と言われた。
- 【カフェ】喫茶店に障害者を連れて行った際、「障害者は対応できない」とのことと断られた。
- 【公共交通】駅員が車いすの人がうなづくなどして答えていても、介助者に話しかける

■誰もが尊重される
社会に向けて

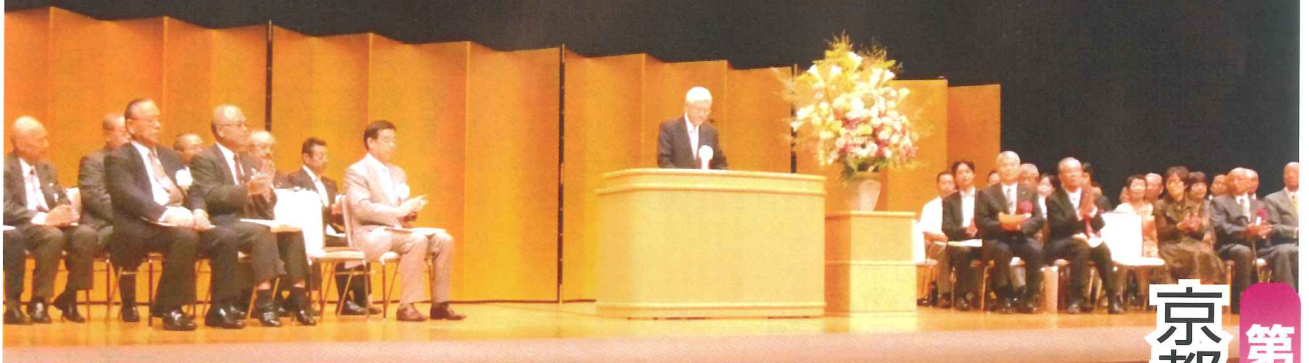
定する力や役割を持つ場が奪われていくことにつながっています。

「障害者は助けられるだけの存在だろうか」「障害があっても社会の一員として役割を果たせるのではないか」「災害の時も例えば障害者同士のネットワークで安否確認をしたりということはどうできるかもしれない」との言葉からは、障害者を特別視してきた社会が変わるためには『障害』ということにとらわれず、人としての付き合いを深めていくことの大切さを感じます。

条例がめざすように障害の有無にかかわらず誰もが尊重される社会づくりが大切ですが、そのためには差別についての共通の判断基準（物差し）及び社会的ルールの確立と具体的な方策、すなわち障害者の日常生活・社会生活に必要な「合理的配慮」のガイドライン等が重要ではないでしょうか。今回条例がそれに資するものとなることを期待するとともに、本会としても福祉教育等の活動を通じて差別事例の解消や啓発活動等について今後とも取り組みを進めていきます。

第61回 京都府社会福祉大会

主催 京都府・社会福祉会 京都府社会福祉協議会 社会福祉士 京都府児童福祉会 社会福祉士 京都府ボランティア協会



第61回

京都府社会福祉大会を開催

記念講演



京都少年鑑別所精神科医

定本 ゆきこ氏

少年鑑別所の実態から生きづらさを考える

9月6日(木)、京都府民総合交流プラザ(京都テルサ)において第61回(平成24年度)京都府社会福祉大会を開催しました。

当日は、京都府内(市内を含む)全域から900名近い方々にご参加いただきました大盛会となりました。

第一部は、表彰式典が行われ、永



年にわたり社会福祉事業に貢献された民生児童委員、社会福祉施設、団体、社会福祉協議会の役員の方々や、ボランティアとして活躍された方、また、多額の寄付や協力をいただいた方々が表彰状・感謝状をお受けになりました。知事表彰では106の個人・団体、府社協会長表彰・感謝は274の個人・団体、府共募会長表彰・感謝は241の個人・団体へ表彰状、感謝状が贈呈されました。

式典の最後には、社会福祉の向上に取り組んでいくことを広く府民にアピールするために大会決議を行いました。

第二部は「少年鑑別所の実態から生きづらさを考える〜カリスマティック・アダルトのすすめ〜」というテーマで、記念講演を開催しました。京都少年鑑別所精神科医の定本ゆきこ氏より「思春期の子どもの心の心の特徴、親子関係、環境などの現状と思春期に周りに求められる支援」について講演をいただきました。

決議文

急速な少子高齢化の進行に加え、雇用情勢が深刻化し、相対的貧困率も増加する中で、高齢者世帯等の「孤立死」という大変痛ましい事象が相次ぐことに象徴されるように地域社会の絆が希薄化し、子育て不安や児童虐待、ひきこもりなど様々な地域課題が多様化、複雑化しています。

このような中、昨年の東日本大震災は未曾有の被害をもたらし、本格的な復興に向け、息の長い支援が必要です。

社会福祉協議会、共同募金会、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティア、行政は、それぞれの力を合わせ、住民と連携・協働して、地域力を向上させ、地域福祉を推進していく使命を果たすことが一層求められています。

私たちは、この大会を契機に、地域社会の一員としてそれぞれが自らの役割を自覚し、公的な福祉サービスの充実や整備を図るとともに、住民が参画した地域の支え合いネットワークを構築し、誰もが住み慣れた地域で安心して快適に過ごすことができる社会の実現を目指して、尽力していくことを決意するものです。

以上、決議します。

平成24年9月6日
第61回京都府社会福祉大会

きばってます!



～市町村社会福祉協議会の活動紹介～



(左から松永恒孝さん、下津谷和子さん)

京都府では高齢者や障害のある方などの地域生活を支援するため、地域にある多種多様なサービスを活用し、効果的に組み合わせコーディネートする人を市町村に設置する「暮らしのサポートコーディネーター」事業を地域包括ケアシステムの環として行っています。今月号では、久御山町社会福祉協議会(以下、社協)の暮らしのサポートコーディネーター事業について、事務局次長の下津谷和子さんとコーディネーターの松永恒孝さんにお話をうかがいました。

久御山町社協は、平成23年度に京都府地域包括ケア推進団体交付金の交付を受け、地域での見守りを行う人を養成する講座の開催や、

置されました。

今、

コーディネーターである松永さんを中心に、

高齢者世帯を対象に、活動計画の策定過程などで多く出された課題である「食事」、「ゴミ出し」、「買い物」に絞って調査を行い、アンケートをもとにより細かいニーズの把握に努められています。アンケートの回答には、「最寄のバス停まで遠いため、重たいものやかさ張るもの、の買い物に困っている」、「食事を作るのも立ち仕事なのでしんどい」、「ゴミの分別方法がわからない」、「上層階からゴミを持って降りるのが大変」などの答えが多く、簡単に

と考え、社協活動の原点である小地域福祉活動の大切さを訴えたいと話されます。

また、住民同士だけではなく地域の商工会にも協力を求め、高齢者の方や障害のある方々に「やさしいお店情報誌」の発行とあわせて協力店へは「福祉あんしんサポート店」のステッカーの配布も予定されています。これまでは組織として商工会の協力を得る機会がなかったようですが、今回の取組みでまちぐるみで支援を必要とする人たちを支援して行くことにつなげていきたいと話されています。これらの取組みは「くみやまa-iをつなぐ絆プラン」第5章での「地域での具体的な取り組み」にも通じる部分といえるでしょう。また、この他にも久御山町社協では、この交付金を活用して、「地域の生活支援サービスに関するマニュアル作成」や「地域リーダー養成のための研修実施」を予定されています。

さらに今年度は、地域福祉活動計画(「くみやまa-iをつなぐ絆プラン」)の策定過程や住民懇談会などで明らかにになった課題の解決に向けて、町内にあるさまざまな社会資源を活用して、支援を必要とする人たちを支えることを目的に「暮らしのサポートコーディネーター」が設

「暮らしのサポートコーディネーター事業」への取組み

久御山町社会福祉協議会



は解決に至らないものばかりですが、松永さんは、「これらのニーズはご近所の助けがあれば解決できるのでは」

他の市町村でも暮らしのサポートコーディネーターの設置をすることで増えてきています。本会としても「第3次中期計画(2012～2014年度)京都府社協アクションプラン」で謳っているとおり、「暮らしのサポートコーディネーター」の全市町村(社協)での設置を促進し、地域包括支援センターや市町村社協と共に連携を軸とした協働の仕組みである「絆ネット」の推進を図り、地域包括ケア・生活支援サービスの充実を目指していきます。

「ありがとう」の言葉とともに 四つ葉のクローバーを



今回は、街中で視覚障害者の方にお手伝いをしてくれた府・市民に対し、感謝の言葉とともに四つ葉のクローバーの種をプレゼントする活動をされている京都府視覚障害者協会（以下、協会）を取材しました。

もともと、協会では「あい・らぶ・ふえあ」(※1) などの広報啓発活動に取組まれていましたが、より広く一般の方に視覚障害者への理解を深め

てもらう必要性を感じていたところに、タキイ種苗(株)から四つ葉のクローバーの種の提供の話があり、この活動につながったそうです。

お渡しする種の入った袋には、「お声をかけて下さってありがとうございます」と印刷されています。しかし、単に袋を渡すだけではなく、感謝の気持ちを言葉で伝えることが一番大切なことなので、「渡すタイミングが難しい」、「渡すのにも勇気がいる」そうです。

今回の取材に気づいてくださった協会の市民啓発部の皆さんは、「種をおとしてコミュニケーションをはかり、たくさんの方々に視覚障害者のことを理解してもらえれば」と話されます。

四つ葉のクローバーは幸せのシンボルといわれます。このような活動を通じて誰もが幸せになれる社会になれると思わされる取材でした。

(※1)「あい・らぶ・ふえあ」とは…見えない・見えにくいことへの理解を深めていただくための視覚障害者の啓発イベントで、毎年、大丸京都店を会場に開催されています。(次回は平成25年1月に開催予定)

保育所のためのしせつの損害補償

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

保険料試算ができます

有利な補償と割安な保険料です

加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営している認可保育所です。

プラン1 保育所業務のための補償

- ① 基本補償
- オプション1 訪問・相談等サービス補償
- ② 個人情報漏えい対応補償
- ③ 保育所の什器・備品損害補償

必要な補償を3つのプランでご用意しました

プラン2 保育所利用者のための補償

- ② 園児の傷害事故補償
- ③ 園児送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3 保育所職員のための補償

- ① 保育所の労災上乘せ補償
- ② 保育所職員の傷害事故補償
- ③ 保育所職員の感染症罹患事故補償

プラン1-① 加入例		補償額	年額保険料	
賠償事故に対応 おの各補償費用等	対人賠償(1名・1事故)	1億・7億円	園児60人	23,400円
	対物賠償(1事故)	1,000万円	園児80人	25,800円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	園児100人	28,800円
	うち 現金補償限度額(期間中)	20万円	園児150人	34,800円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円		
	初期対応費用(期間中)	500万円		
	見舞費用(期間中)	10万円		

中途加入OK

プラン2-② 加入例	補償額(1口あたり)	年額保険料 1口あたり 530円
死亡保険金	103万円	園児60人 一口加入 31,800円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の3~100%	園児80人 一口加入 42,400円
入院保険金(1日あたり)	800円	園児100人 一口加入 53,000円
手術保険金	8,000円・16,000円・32,000円	園児150人 一口加入 79,500円
通院保険金(1日あたり)	500円	

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内には概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします。

社会福祉法人
全国社会福祉協議会
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン

取扱代理店
株式会社 **福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

夢中!・熱中!ふくいびと

～だから続けたいこの仕事～

福祉の現場で働く人たちの熱い想い・メッセージを伝えるコーナーです。京都府内で“熱い福祉”を“夢中”で実践している方々にスポットをあてて、元気や楽しさ、やりがいを“生”の声でお届けします。



地域の福祉にも目を向けたい

伊根町社会福祉協議会 矢野 智樹

私は、福祉の学校を卒業後、元の福祉に貢献したいという思いで、伊根町での就職を希望し、現在の職場でお世話になることとなりました。

入社当初から訪問介護や訪問入

浴といった在宅介護の仕事に従事し、訪問に出たり、ヘルパーの派遣調整をしたり、というような仕事をしております。男性ヘルパーということで、利用者を受け入れてもらえるだろうか、といった不安が当初からありましたが、中には喜んでいただける方もあり、特に力を要する利用者宅では男性ヘルパーの存在意義を発揮できると考えてい

ます。
伊根町社会福祉協議会に入ってから9年目。今年初めて年下の後輩ができました。しかも男性ヘルパーです。後輩を育てるという立場に立ち、色々戸惑うこともあります。「後輩を育てることは、自分自身も成長させる」という上司の言葉を胸に、互いに成長できるように頑張りたいと思っています。
今後は介護分野だけでなく、伊根町の福祉に何が必要なのか、何を求められているのか、といった地域の福祉にも目を向け、町民の声を聞き、伊根町の福祉の推進に貢献できるように、一層努力していきたいと思えます。

プロフィール



施設名：伊根町社会福祉協議会
氏名：矢野 智樹
職種：福祉係主事（介護職）
経験年数：9年目
好きな言葉：成せば成る
夢中になっていること：米作り



社会福祉法人 伊根町社会福祉協議会

〒626-0413 京都府与謝郡伊根町字泊1番地
伊根町老人福祉センター「泊泉苑」

TEL0772-32-0176 FAX0772-32-1416
メール ine294@mx.nkansai.ne.jp
ホームページwww5.nkansai.ne.jp/org/ine-hukusi/

京都府社会福祉協議会からのご案内

福祉職場就職フェア京都2012 を開催!

就職説明会

一般求職者及び大学3・4年生等を対象に、仕事内容や職員採用についての説明会の他、福祉の仕事セミナーなどを開催します。終了後も、仕事体験や施設見学バスツアーなどのフォロー企画を予定しています。

日時:平成25年2月16日(土) 10:10~16:00

場所:みやこめっせ(京都市勧業館)

お問い合わせ:福祉人材・研修センター TEL075-252-6297

ご寄付ありがとうございました



平成24年9月27日(木)にNPO法人モバイルコミュニケーション・ファンド理事長様より500,000円のご寄付をいただきました。社会福祉事業発展のために活用させていただきます。ありがとうございました。

新・社会福祉法人会計基準関係図書のご紹介

新・社会福祉法人会計基準【詳解】 定価 3,150円(税込)	監修 本田親彦
新社会福祉法人会計基準の実務【会計処理】 定価 3,675円(税込)	監修 渡部 博
新社会福祉法人会計基準への移行実務 定価 1,890円(税込)	監修 渡部 博
社会福祉法人新会計基準【Q & A・資料】 定価 1,260円(税込)	監修 渡部 博

ご注文・お問い合わせは京都府社会福祉協議会TEL075-252-6291
または本会ホームページ(<http://www.kyoshakyo.or.jp>)のお知らせから
注文書をダウンロードの上、お申し込みください。

全ての福祉事業所をバックアップ

研修会講師派遣と経営コンサルティングが無料で利用できます!

この事業は、専門家の協力を得て、介護・福祉事業所の人事確保・定着に関する個別の経営課題を明確にし、解決するための支援を目的としています。

具体的には、事業所内研修への講師の派遣や事業所への専門相談員への派遣などがあります。

詳細は京都府社会福祉施設経営者協議会 経営相談室まで
TEL・FAX075-252-6301

▶▶ 資産評価書作成事業のご案内 ◀◀

福祉医療機構等による貸付制度を利用する際の必要書類である「資産評価書」の作成事業を行っています。詳しくは本会までお問い合わせください。

TEL075-252-6291

京都府社会福祉協議会

賛助会員募集のご案内

京都府内にお住まいの全てのみなさんが、安心して暮らせる福祉のまちづくりに向けて活動を行っています。そのためにも、教育機関や企業など幅広い団体の協力を募っております。本会の活動を支えるための賛助会員へのご加入をぜひご検討ください。

詳しくは本会までお問い合わせいただくか、本会ホームページ[京都府社協のご案内]をご覧ください。 TEL075-252-6291

施設整備にかかる融資事業のご案内

社会福祉施設の新設・改修等にあたり、「施設整備等融資金貸付事業」を行っています。貸付対象は社会福祉法人です(京都市内除く)。福祉医療機構と併せての借入も可能です。

詳しくは本会までお問い合わせいただくか、本会ホームページ[市町村社協・福祉事業者の方へ]をご覧ください。

TEL075-252-6291

～災害時に施設を支えるために、新しいCSRの形～

「きょうと福祉救援コーポレートカード」のご案内

福祉施設や企業活動の経費(光熱水費等)をカード支払いすることで、ポイントを基金(きょうとハート基金)に積み立て、災害時の復旧支援の助成金に活用する取り組みです。

詳しくは本会までお問い合わせいただくか、本会ホームページ[きょうと福祉パートナー事業・きょうとハート基金]をご覧ください。

TEL075-252-6291

京都の福祉

発行所 京都府社会福祉協議会

発行人 宮本 隆司

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

「京都の福祉」へのご意見、ご感想、とりあげてほしいテーマなどをお寄せ下さい。表紙の写真も募集中です。(テーマ「笑顔」)

本会へのご意見等は、左記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。

